

補助金等の適切な運用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人全日本柔道連盟（以下「本連盟」という。）が補助金、助成金等（以下「補助金等」という。）を受けて実施する事業において、適切な使用に関する基本的な事項を定め、助成金等が適切に運用されることを目的とする。

(責任体制)

第2条 補助金等の運用に関する最高責任者は会長とする。専務理事は、補助金等を管理し、会長等の承認を受け適切な運用に努めなければならない。

(遵守すべき事項)

第3条 国庫補助金等の原資は税金等による公的資金であることを念頭に置き、事業担当者は、関係する法令、ガイドライン等を理解し、適切な使用にあたらなければならない。

2. 本連盟の会計を通らない個人に対する補助金等についても同様に取り扱うとともに、担当者は、受給対象者にその趣旨、内容等を十分に説明しなければならない。また、受給対象者もその補助金等に対する自らの責任と義務について十分理解したうえで適切な使用にあたらなければならない。
3. 事業担当者は、予算執行、事業計画の遂行状況を定期的に確認するとともに、問題がある場合は、速やかに改善策を講じなければならない。
4. 助成金等の申請書および報告書の提出は、定められた期限を守るよう努めなければならない。
5. 報告書の提出に当たっては、事業担当者が書類を作成したのち、稟議書にて以下の決裁を受けなければならない。

事業担当者 → **所属長** → **考査役** → **事務局長**

(改廃)

第4条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

1. この規程は、令和2年8月18日から施行する。
2. この規程は、令和2年9月3日から一部改正して施行する。